

件名

最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（令和五年金融庁告示第三十九号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(当該同一人と特殊の関係のある者)  <u>第三条</u> 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前項第一号の「他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等」とは、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 前項第一号イに掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、<u>連結財務諸表規則第三百十二条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、<u>連結財務諸表規則第三百十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則<u>第三百十六条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合、財務諸表等規則第八條第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この号</p>	<p>(当該同一人と特殊の関係のある者)  <u>第三条</u> 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 前項第一号イに掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、<u>連結財務諸表規則第九十三条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、<u>連結財務諸表規則第九十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合、財務諸表等規則第八條第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この号におい</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>二 「略」</p> <p>〔4〕6 略</p> <p>において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この号において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）</p>
	<p>二 「同上」</p> <p>〔4〕6 同上</p> <p>て同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この号において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）</p>